

実施評価調査・事務事業
評価表をご覧ください

困 企 画 課

彦根市では、効果的で効率的な行政運営を行うため、平成11年度から、行政評価の一環として事務事業評価を実施しています。また、平成18年度からは施策に対する評価も実施しています。

今年度も、それぞれの評価の概要を皆さんにお知らせし、彦根市が行った施策評価および事務事業評価に対するご意見やご提言をいただき、効果的で効率的な行政運営に取り組んでいきます。

公表する施策・事務事業

予算執行にかかるとして、歳出については、彦根市総合発展計画で位置づけているすべての施策（55の施策）と、3つの構想の推進を合わせた58項目を公表します。また、歳入については、彦根市が料金を決定する使用料や手数料などのうち、29事業について事務事業を公表します。

評価調査などは、情報公開コーナー（市役所1階）、支所・各出張所にあるほか、彦根市ホームページでもご覧いただけます。

育児・介護休業法が改正
されました

滋賀労働局

9月30日から育児・介護休業の取得などに伴って、休業を取得する人と事業主との間に発生する紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助制度が利用できるようになりました。

国民年金推進員が
戸別訪問しています

滋賀社会保険事務局

社会保険事務所では、皆さんの年金受給権を確保するため、国民年金保険料の納め忘れがある人を対象に、職員のほか、国民年金推進員が訪問し、国民年金制度の案内や、保険料の領収、納付の相談を受けています。

国民年金推進員は、身分証明書を携帯した非常勤の国家公務員です。平日の昼間以外に夜間や休日にも訪問しています。お問い合わせ先 彦根社会保険事務所国民年金課 ☎23-1114番

やすらぎふれあいの館（宅老所）を
始めませんか

やすらぎふれあいの館の主な要件

- ①補助の対象者は、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人、医療法人などです。
- ②継続して運営できること。
- ③未開設の小学校区への開設を優先しています。

補助の内容

開設にあたり必要な経費

	基準額	補助率	補助上限額
建物の改築・改修費用	500,000円	2/3	333,000円
備品の購入費用	150,000円	10/10	150,000円

運営にあたり必要な経費

	基準額	補助上限額
月4回（週1回）程度以上運営	20,000円/月	240,000円
月8回（週2回）程度以上運営	30,000円/月	360,000円
賃借料加算	30,000円/月	180,000円（補助率1/2）

現在開設している「やすらぎふれあいの館」

名称・所在地	開所日	連絡先	小学校区
陽だまりの家 （平田町650-5）	火・木曜日 10:00～16:00	開所日：☎26-5118 開所日以外：猪村方 ☎24-2572	平田
サロン・いこいのへや （後三条町124）	火曜日 9:30～15:00	三宅方 ☎24-3006	城東
たかみや・ほっと （高宮町1989-1）	水曜日 10:00～15:00	開所日：☎22-2160 開所日以外：馬場方 ☎23-1163	高宮
ふれあいの家 たん・とん （須越町597-3）	木曜日 10:00～15:00	JA 東びわこ ☎28-7860	城陽
いきいきサロン ほのぼの （松原一丁目9-9）	火・木・土曜日 10:00～16:00	開所日：☎26-0211 開所日以外：中川方 ☎23-1870	城北
あおぞら （日夏町713-4）	木・土曜日 10:00～15:30	村上方 ☎28-4166	若葉
ナルクの館 シニアサロン （銀座町6-10 平和堂3階）	月～金曜日 10:00～15:00	佐々方 ☎050-7000-7361	城東
つどい （栄町二丁目2-36）	月曜日 10:00～15:00	福永方 ☎23-6108	城西

やすらぎふれあいの館（宅老所）は、「地域の中で、気軽に人と交わりたい」という願いを持つ高齢者のために、市内の8か所で開設されています。民家などの既存の建物を改修し、ボランティアが中心になって運営しており、高齢者の人たちが、ゲームやお

しゃべりをして、気軽に過ごせる場所を提供しています。彦根市では、各小学校区に「やすらぎふれあいの館」の開設を進めています。開設・運営に対する補助制度もあります。補助制度や現在開設している「やすらぎふれあいの館」を左の表で紹介

紹介します。関心がある人、制度を詳しく知りたい人は、**困介福祉課**までお問い合わせください。
問い合わせ先 困介福祉課
☎23-9660番、FAX 26-1768



ご意見・ご提言を
お待ちしております

より効果的、効率的な市政を実現するために、皆さんのご意見・ご提言をお寄せください。

意見や提言は、情報公開コーナー（市役所1階）、支所・各出張所にある用紙に記入し、情報公開コーナーにある意見箱に投函いただくか、支所・各出張所の窓口へ提出してください。また、彦根市ホームページの「行政評価」ページからも書き込むことができます。

なお、意見・提言の提出は、12月28日（月）までお願いいたします。

※それぞれの事業内容の問い合わせは、各担当課までお願いいたします。

問い合わせ先 企画課 ☎30-6101番、FAX 22-1398番

お忘れなく 新一年生の
就学時健康診断

困教育委員会保健体育課

来春、小学校に入学する幼児（平成15年4月2日～同16年4月1日生まれ）を対象に、次のとおり就学時健康診断を実施します。

実施日と会場となる小学校

11月5日（木）	城西小学校
6日（金）	稲枝東小学校
9日（月）	旭森小学校
10日（火）	城陽小学校
11日（水）	鳥居本小学校
12日（木）	稲枝北小学校
17日（火）	城南小学校
18日（水）	平田小学校
19日（木）	城北小学校
20日（金）	城東小学校
24日（火）	佐和山小学校
26日（木）	河瀬小学校
27日（金）	高宮小学校 稲枝西小学校

受付時間 いずれも午後1時30分～同2時

保護者の皆さんには、事前に就学時健康診断通知書、健康診断票と保健調査票、アレルギー調査表を送りますので、必要事項を記入し、当日必ずお持ちください。

なお、受診する日と会場は通知によりお知らせします。指定された日に受診できない場合は、会場となる小学校と、変更して受診する小学校に連絡のうえ、受診してください。

また、実施日までに通知書が届かなかつたり、記載された事項に誤りがあったりしたときは、**困教育委員会保健体育課**までご連絡ください。

問い合わせ先 同課 ☎24-7971番、FAX 23-9190番

「ご覧ください」
琵琶湖海区漁業調整委員会
委員選挙人名簿

困選挙管理委員会

毎年9月1日現在で、本人の申請によって琵琶湖海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を調製することになっていきます。この名簿の縦覧を行います。

◆登録者名簿の縦覧◆
期間 10月20日（火）～11月3日（水）
※朝の午前8時30分～午後5時

場所 困選挙管理委員会事務局（市役所4階）、土・日曜日、祝日は庁舎西口直直室
※登録資格 市内に住所か事業所がある人で、1年以上90日以上漁船を使用して漁業を営むか、漁業者のために漁船を使用して水産動植物の採捕または養殖に従事し、今年の12月5日現在で

20歳以上の人などです。
問い合わせ先 同事務局 ☎30-6131番、FAX 23-4551番

第7回
彦根市環境審議会を開
催します

困生活環境課

彦根市環境審議会は、彦根市環境基本条例に基づき、市の区域における良好な環境保全と創出に関し基本的事項を調査審議する機関です。

今回の審議会においては、良好な環境の保全と創出に向けて、取り組むべき目標や、その目標達成具合を数量的に明らかにするための環境指標について審議される予定です。

会議は公開され、傍聴することができますので、傍聴を希望する人は、審議会開催日の午前中までに困生活環境課に申し込んでください。ただし、先着10人までとします。

日時 10月29日（木） 午後3時から
場所 市役所5階 第3委員会室
問い合わせ先 困生活環境課 ☎30-6116番、FAX 27-0395番